

桂川町告示第169号

令和2年第5回桂川町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年11月20日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和2年11月30日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

青柳 久善君

○応招しなかった議員

令和2年 第5回(臨時)桂川町議会会議録(第1日)

令和2年11月30日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年11月30日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第37号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第4 報告第6号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(専決処分)
日程第5 報告第7号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(専決処分)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第37号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第4 報告第6号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(専決処分)
日程第5 報告第7号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(専決処分)
-

出席議員(10名)

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 下川 康弘君
9番 竹本 慶吉君	10番 青柳 久善君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森田 増夫君
教育長	大庭 公正君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、令和2年第5回桂川町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、吉川紀代子君、7番、北原裕丈君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。これより、町長の挨拶を受けます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。今年も残すところ1か月となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止策やG・O・T・oトラベルに代表される経済活動の推進施策など相反する政策を推進しなければならない大変困難な局面を迎えていると認識しています。

また、これから寒くなる季節を迎え、インフルエンザの流行も気になるところです。新型コロナウイルスに対するワクチンの早期開発や実用化についてもいろいろな報道がありますが、1日でも早く、穏やかで平常な生活に戻れることを念願するところでございます。

さて、本日は令和2年第5回桂川町議会臨時会を開催しましたところ、議員の皆様には公私とも大変お忙しい中にも関わらず、御出席を賜りまことにありがとうございます。

本日提案します議案は桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容といたしましては、本年10月に人事院が職員の期末手当について支給率を引き下げる勧告を行いました。12月の期末手当の支給基準日が12月1日であることから、それ以前に条例を改正する必要があるため、臨時議会の開催になったものでございます。なお、本件につきましては、事前に職員労働組合との協議を行い、理解を得ていますことを申し添えておきたいと思っております。

次に、公用車等の事故に伴う和解について2件の専決処分を行いましたので、御報告させていただきます。内容につきましては、担当課長が御説明いたしますので慎重審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 本臨時会に上程された案件は、議案1件、報告2件であります。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第3. 議案第37号

○議長（原中 政廣君） 議案第37号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案第37号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

本議案は本年10月の人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に伴い、桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、本条例案を提出するものでございます。

次の3ページをお開きください。

桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。改正内容について御説明申し上げます。まず、第1条では、桂川町職員の給与に関する条例第17条第2項中に定められた職員の期末手当の改正前の支給割合である100分の130を100分の125に改めようとするものでございます。なお、今回の人事院勧告では給料表の改正は行われていません。

また、同条第3項に定められました再任用短期時間勤務職員の期末手当の支給割合等の整理を行い、改正前の6月期の支給割合100分の65、12月期の支給割合100分の80をそれぞれ100分の72.5に改めようとするものでございます。次に第2条では、桂川町職員の給与に関する条例第17条第2項及び第3項中の改正後の職員の期末手当の支給割合100分の125を100分の127.5に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定については、令和3年

4月1日から施行するものでございます。

次の4ページには新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照ください。

以上、簡略ではございますが、議案第37号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） これについては11月26日に全員協議会で説明がありました。その中で僕はこういう給料の改訂というのは初めてでありましたので、分からないので質問しました。一般職とありますが、これには結局議員や町長、副町長、教育長などそういった3役等は入るんですかと言われたら入らないということでした。

そこで、質問なんです、それ以外に町で働いていらっしゃる方、町雇いの方、いわゆる正職員、ボーナスが少し下がりますが、ほかに議員10人、3役3人以外にもボーナスが変わらないという方はいらっしゃるんですか。

○議長（原中 政廣君） 総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

正規職員以外はボーナスの変更はございません。

○議長（原中 政廣君） 柴田君、よろしいですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） ちょっといいですか、もう1つ。

○議長（原中 政廣君） どうぞ。

○議員（3番 柴田 正彦君） 分かりましたが、多分正職以外ということだから、会計年度は変わらないということだと思ひ、今回は変わっていますよね、ただ少し。今後の話、会計年度については大体正職よりもボーナスが低いようですので、それから下げたらまた大変だろうと思うんですが。職員等3役、執行部とここの差がついている。議員も下がらない。こういったところで一緒にコロナの中でそれに向き合ってやっていかないとかなはずなのに、かたや下がらない、かたや下がるということで、何か。働く意欲みたいところ、何か居心地が悪いとか、職員の方にも違和感があるような、ないのかなと。そこはいかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） その案件に関しては議題外に。特別職の部分に入ってくると思いますので、今後の。この場の回答は控えさせたいと思いますので、どうか御協力をよろしくお願いいたします。

○議員（3番 柴田 正彦君） 分かりました。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

議案第37号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論に参加いたします。

人事院は10月7日、国会と内閣に対して、国家公務員の一時金削減を勧告しました。勧告を受けて本町では年間2.6月分を年間2.55月分に改正するという事です。自治体の職員は限られた要員のもと、住民の命と健康を守るために一生懸命に働いているのに、職員の一時金引下げが行われれば職員のモチベーションの低下を招くこととなります。公務員の賃金引下げにより、全ての労働者の賃下げにつながり、消費税増税や新型コロナ危機のもと、一時金引下げは地域経済にも大きな影響を及ぼすものと考えられるので、私は反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 同じ意見でもあります。

やっぱり公務員が下がれば地域は下がります、当然。だから、公務員の給与は基本的には下げるべきじゃないと思っています。ただ、今の状況の中でやむを得ないのかなと僕は思っているんです。しかし、そうならばですよ、コロナの中で共に一生懸命働いている。町長を先頭に働かれると思うんです。実際働かれています、一方の3役は下がらない。議員もボーナスは下がらない。職員だけ下がる。上がるなら一緒に上げましょう、下げるなら一緒に下げましょう。報酬審議会にかけてもらえるというなら分かります。かけた結果がこうだっというなら分かるけど、かけもされていない中で職員だけが下がる。本当にこのコロナという問題なんかもこれは来年も続くと思うし、大変な問題なんだけど、ここは一体としてやっていかないかるところに、このボーナスがぼっと差がついている。非常に違和感を持っていますし、居心地が悪いです、議員として。ボーナスをもらう身としての。ですから、ここは下げるなら下げる、上げるなら上げる。一緒に下げるべきですし、職員だけというのはおかしいと思っていますので、反対です。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。反対討論がありますので、これより議案第37号を採決します。起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第37号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

日程第4. 報告第6号

○議長（原中 政廣君） 報告第6号専決処分、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを議題といたします。本件について内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 報告第6号専決処分について御説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

本件は令和2年2月18日に発生した車両事故にかかる損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年11月5日付けで専決処分をさせていただきましたので、本議会に報告し承認を求めるものでございます。

次の6ページをお開きください。

本件の内容について御説明申し上げます。まず、損害賠償の額は18万1,765円でございます。次に事故発生の日時は令和2年2月18日火曜日午前10時50分ごろで、場所は桂川町大字土師1963番地4のやますい付近の交差点でございます。今回の専決処分にかかる損害賠償の相手方3名の住所、氏名につきましては、プライバシー保護の観点から非公開とさせていただいておりますので、御了承願ひ申し上げます。

次に、事故の概要につきましては、本町公用車バスが交差点に進入した際、右方向から直進してきた乗用車と衝突。町のバス及び相手方車両が破損し、相手運転手及びバス乗客2名が負傷されました。なお、事故車については修繕せず、廃車といたしたところでございます。

次の7ページをお願いいたします。

損害の状況といたしましては、表記のとおりでございます。また、事故発生の原因は、バスが優先道路を走行中に相手方車両が右側から進入し、追突したことが原因でございます。示談の内容につきましては、過失割合は町が40%、相手方運転手60%で、バス乗客に対しては町が100%、相手方はゼロ%となっております。また、バスについては、修繕せず廃車とし、相手方過失割合から町過失割合を差し引いた173万6,400円が支払われることとなっております。また、町は損害額18万1,765円をそれぞれの相手方に支払い、双方は本件事故について今後いかなる事情が発生しても裁判上、または裁判外において、一切の異議申し立ては請求しないという内容でございます。

次の8ページには7項目めといたしまして、損害額及び賠償負担額の区分、9ページには8項目めとしまして、事故現場の見取り図を掲載いたしておりますので、御参照ください。なお、本賠償額につきましては、町が加入する自動車共済保険により全額既に支払い済みとなっております。

以上、簡略な説明ではございますが、報告第6号についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、2点ほどお伺いします。

治療費を双方で割合が決まりますけれど、18万1,765円支払うということですけど、この治療費だけで終わるのでしょうか。

それと、あと1つは、こちらのほうに車両の修繕費として173万6,400円が支払うこととするというのは、相手から町に入ってくるということなんでしょうか。ちょっとこちら辺がよく分からないのはっきりと。

○議長（原中 政廣君） 総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

賠償額の割合の詳細につきましては、議案書の8ページに相手方車両運転手、それから公用車のバスの乗客の2名につきましては、そこに内容を閲覧させてもらっておりますので、そちらのほうで御確認をいただければというふうに思っております。質問どおり治療費だけではなく、そこに書いておりますように、車両、あるいは眼鏡の修繕費、そういったものも掲載をされているところでございます。

それから、2点目の質問でございますが、173万6,400円、これは相手方の保険から町に入ってくる分でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、そのときの処理はどういうふうになるんですか。収入、入ってくるわけでしょう。雑収入っていうんですかね。普通民間では雑収入だと思うんですけど、どういう処理がなされるのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 雑収入で入れる形になると思います。

○議長（原中 政廣君） ほかにありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 新型コロナウイルス感染症対策として、公用バスを1台購入するときの理由として、3密を防ぐ、また、時間があるときに消毒等、バスはしやすいということと言われていました。ここで廃車をすることによって、それがどうなんだろう。今の状況を見たときに当初考えていたほどまではない。何とか1台廃車しても1台増やしたはずなのに、結局は元に戻るわけですから、それでも何とか回ると、十分に大丈夫だということは言えるんですか。

○議長（原中 政廣君） 総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） そのように認識をいたしておるところでございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

報告第6号専決処分、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを終わります。

日程第5. 報告第7号

○議長（原中 政廣君） 報告第7号専決処分、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを議題といたします。本件について内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 報告第7号の専決処分について御説明申し上げます。本件は令和2年8月15日に発生した町が管理する道路上の車両損害事故にかかる損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、令和2年11月5日付けで地方自治法の規定により、専決処分をさせていただきましたので、本議会に報告し承認を求めるものでございます。

次の11ページをお開きください。

内容について御説明を申し上げます。本件にかかる損害賠償の額は11万7,744円でございます。事故発生の日時は令和2年8月15日土曜日午後6時ごろで、場所は桂川町大字土師3175番地25で町道山手線付近でございます。相手方の住所、氏名につきましては、報告第6号同様に非公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事故の概要につきましては、事故発生場所である町が管理する道路から私道へ車両を出入りさせる際に、路面と接触し、相手方の車の左フロント下部及び右リア下部を破損したものでございます。当事故につきましては、車対車ではなく、町の道路の路面改修に伴う道路傾斜度が変わったことによる事故でございます。損害の状況につきましては、表記のとおりでございます。

また、事故発生の原因といたしましては、相手方運転手が舗装工事以前は接触することがなかったという認識から、通常どおり以前どおりの運転で通行されたこと。一方、町が管理する道路につきましては、舗装工事後、住民への現場での確認作業の徹底や道の勾配が変わったこと等について、注意喚起を行う等の配慮を欠いていたことなどがございます。

次に、8ページをお願いいたします。示談の内容につきましては、この事故にかかる過失割合は町50%、相手方50%で、双方の割合に基づき、町は相手方の物的損害額11万7,744円を相手方に支払うこと。また、双方は本件事故について、今後いかなる事情が発生いたしましても裁判上、裁判外において一切の異議申立ては請求しないという内容でございます。

7番目の項目に損害額及び賠償負担額の区分、8番目の項目に事故現場の見取り図を掲載しておりますので御参照ください。なお、本件の賠償額につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償保険により全額支払いは完了いたしております。

以上、簡略な説明ではございますが、報告第7号についての説明を終わらせていただきます。
よろしくお願いたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

報告第7号専決処分、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを終わります。

○議長（原中 政廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで閉会します。お疲れさまでした。

午前10時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員